

2014年3月3日

NHKふれあいセンター気付
日本放送協会会長 舩井勝人様

住所 (削除)
氏名 多菊和郎

NHKと受信契約を結び放送受信料を長い間支払ってきた視聴者の一人として、また三十年あまりNHKに奉職し報道番組の企画制作、国際放送のテレビへの拡大等、公共放送の仕事に携わってきた者として、舩井勝人NHK会長に対し、私の考えるところをお伝えします。

- 1 あなたは即刻、NHKの会長職を辞任すべきであると考えます。辞任を求める最大の理由は、あなたは公共放送の最終的編集責任者としての資質・適格性を具えていないという事実が明々白々となっていることにあります。
- 2 放送法制定の目的の一つは「放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」とされています（放送法第1条）。あなたはこの条文が何を意味しているか本気で考えたことがありますか。「慰安婦問題」と「国際放送のあり方」に関するあなたの発言、そしてNHKの理事に対し辞表の白紙委任を強要したあなたの行為はいずれも、民主主義と基本的人権の尊重、公正と不偏不党の維持という公共放送の根幹の原則を踏みにじる言動です。
- 3 あなたが個人的にどのような思想・信条を持っていても、それは憲法によって保障された個人の自由の範囲の中にあります。しかしNHKの会長になる人が、どのような思想・信条の持ち主であってもよい、ということではありません。NHK経営委員の資格要件が「公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者」（放送法第31条）とされているように、

あるいはそれ以上に高い見識に基づいてNHK会長は報道・教育・教養・娯楽・国際の放送番組の編集責任を負わなければならないのです。

4 会長就任時の記者会見で、あなたが私見を述べたことが悪かったとは私は思いません。あなたの述べた「私見」によって、あなたがNHKの会長にふさわしい人ではないことが露見し、NHK経営委員会の人選の失敗が明らかになったのです。建物の玄関を開けるとすぐそこに裏口があるような奥行きのない狭い思考をする人は報道機関・ジャーナリズムの仕事には向いていません。その玄関と裏口の間には「政治権力」という1枚のフィルターが立ててあるような考え方の人はなおさらです。

5 私は現在の放送受信料制度を基本的に支持しています。また受信料不払い者に対する訴訟でNHKが勝訴していることも知っています。しかし放送法の立法の精神を理解できない人が会長になっているNHKに対し、視聴者だけが放送法に縛られて受信料を支払わなければならないとすれば、それは放送法の趣旨にそぐわないと思います。したがって私は、放送記念日式典が予定されている3月14日までにあなたが会長職を辞任しなければ、受信料の銀行口座振替を停止し、既に支払った同日以降の受信料の返還を請求します。さらに、本来支払うべき受信料の相当額をしかるべき機関または団体等に供託し、考えの同じ人々とともに受信料支払い拒否の理由を広く社会に訴える方途を協議するつもりです。

以上

(追記)

NHKふれあいセンター御中

この文書は初井会長あての書簡です。ご本人の手もとに届くかどうか半信半疑ですが、いずれにしても貴センターとしては上記の内容をNHKに対する視聴者からの意見として集約・集計に反映していただくようお願いいたします。「会長の即時辞任」を求め、それが実現されない場合には「受信料の支払いを拒否する」という意見です。なおこの文書はインターネット等のメディアを通じて公開する予定です。(年齢:69歳 性別:男 職業:無職)